

特定複合観光施設区域整備推進会議における検討内容 (第1回～第8回)

○ 特定複合観光施設の制度のあり方

: 国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現

ア 「日本型IR」の要素

○ 関係省庁からのブリーフィングを実施

イ 特定複合観光施設の構成施設の種類・要件

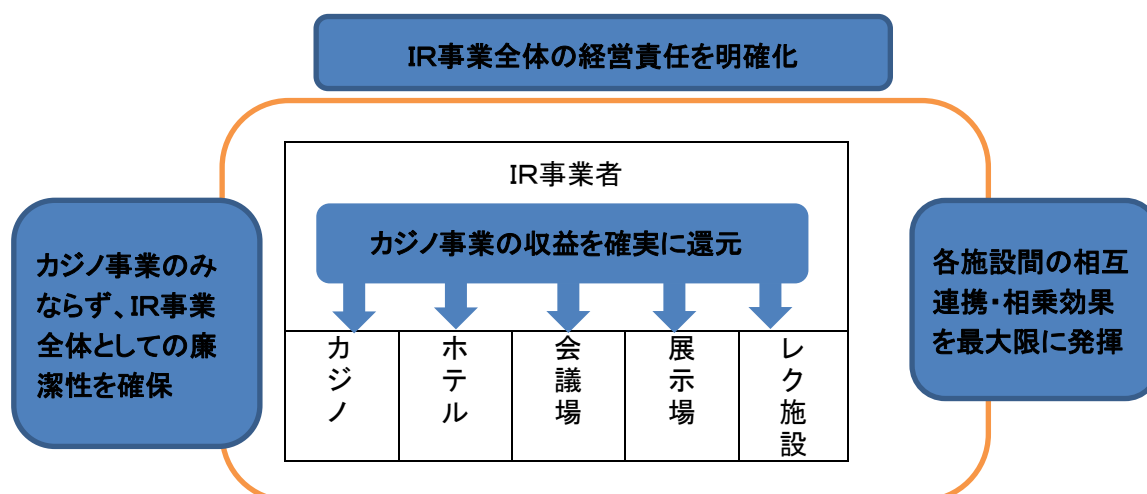
○ 中核施設としてカジノ施設に加え

- ① MICE 誘致に当たり、日本の国際競争力の向上が図られる機能を有する施設(国際会議場・展示場等)
- ② 我が国の伝統、文化、芸術、技術などの魅力をショーケースとして強かに発信する機能を有する施設(劇場、博物館、美術館その他のレクリエーション施設、レストラン、ショッピングモール等)
- ③ ショーケースで触れた日本の魅力を実際に現地で体験するため、各地へ観光客を送り出す機能を有する施設(日本国内の旅行を提案・アレンジする施設等)
- ④ 国際競争力のある滞在型観光拠点として、宿泊需要に対応し、かつ、宿泊需要を生み出す機能を有する施設(ホテル等)とし、特定複合観光施設は、これら全てが一体となっている施設とする。

ウ 設置・運営の一体性の原則

○ 以下の観点からIR事業は一体性が確保された事業者により経営されること。

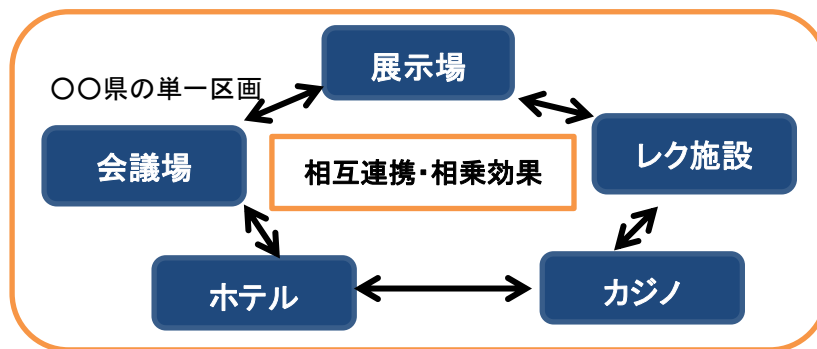
- ・ カジノ事業を含めたIR事業全体の経営責任の明確化
- ・ カジノ事業からカジノ事業以外のIR事業への収益還元の実現化、それを通じたIR事業全体の継続性の確保
- ・ 厳格な審査による免許を得たカジノ事業のみならず、カジノ収益が及ぶIR事業全体の廉潔性の確保
- ・ 一体性が確保された事業主体による経営判断によるIR各事業の相互連携・相乗効果の最大化



- IR事業者以外の者がIR施設を所有する形態を採る場合、「施設供用事業者」として区域整備計画に位置付ける。
- IR事業者と施設供用事業者との間で、IR事業者の下に両者が一体的に事業を行う旨や適切な収益還元を行う旨等定めた事業協定を締結することとする。また、認定都道府県等、IR事業者及び施設共用事業者の三者間で締結する実施協定に事業協定の内容を含ませた上、主務大臣の認可を受けることとする。
- 主務大臣は、実施協定の内容が遵守されているか等を確認する一環として、事業協定の記載内容の遂行状況につき、IR事業者からの財務報告や業務報告の手続等の中で確認を行う。
- 施設供用事業者についても免許制を導入
- 土地所有者は、廉潔性を確保する必要があるが、IR事業に関与せず、IR事業への金銭的出捐を追う立場にはないことから認可制とする。

エ 特定複合観光施設と区域との対応関係

- 国際競争力の高い滞在型観光実現のため、IR各施設の相互連携・相乗効果の最大化を図る観点から、一群となったIR各施設を単一の区画に集約して設置



オ 認定制度

- 国の区域認定を行うのは国土交通大臣
- 区域認定の申請主体は、都道府県及び政令指定都市
(政令指定都市からの申請に当たっては、都道府県との協議が要件)
- 地方公共団体が事業者を選定し、その提案に基づき区域に関する具体的な事業計画を作成した上で、国に申請する。
- 附帯決議において、IRの区域数を厳格に少数に限定することとしていることから、IRの整備の効果を最大化するため、様々な要素を総合的、かつ、客観的に評価し、国際的・全国的な見地から効果の高いものを国が認定

カ 設置・運営を行う事業者への監督

- 主務大臣がIRの責任主体となり、①都道府県等及びIR事業者が区域整備計画を適切に実施しているかを監督とともに②国際的・全国的な見地等から必要があると認めるときに都道府県等及びIR事業者を監督
- 都道府県等は、区域整備計画に定めるIR事業を着実に実行するため、IR事業者を監督
- 都道府県等とIR事業者の間で実施協定を締結することとし、締結にあたり主務大臣が認可を行う。
- 都道府県等はIR事業者に対し、事業計画の協議・承認、報告徴収、実地調査、指示

等を行う。

○主務大臣は、①区域整備計画、実施協定が適切に実施されていない場合、②国際的・全国的見地等から必要があると認める場合（国際情勢の変化に伴う対応が必要な場合や、複数のIR区域での調整が必要となる場合等）には、IR事業者に対し報告徴収、立入検査、指示等を行う。

○主務大臣が定期的に事業の実施状況について評価を行い、その結果を公表
キ IR区域整備に係る地域の合意形成

○都道府県が区域整備計画を作成する場合、政令指定都市を含む立地市町村・特別区に協議等を行う。

○政令指定都市が区域整備計画を作成する場合、都道府県等に協議を行う。

○区域整備計画の認定申請に当たっては、区域整備計画作成主体である自治体の議会の議決が必要。（立地市町村・特別区等の協議先の議会の議決は任意）

○公聴会など住民の意見を反映させるための措置を設ける。

○周辺自治体等の関係機関等を構成員とする協議会を任意で設置可能とする。

区域整備計画 作成主体	協議等先	住民の意思を 反映する措置	協議会	議決を得る 議会
都道府県	政令指定都市を含む 立地市町村・特別区、 都道府県公安委員会	公聴会等	都道府県の 判断で任意に 設置	都道府県の 議会
政令指定都市	都道府県、都道府県公 安委員会	公聴会等	政令指定都市の 判断で任意に 設置	政令指定都市の 議会

○ カジノ規制：世界最高水準の規制の導入

ア 参入規制

- カジノ事業免許に基づく廉潔性確保と厳格な規制（更新制）
- カジノ事業免許の主体をIR事業者に限定
- IR事業者やその役員のみならず幅広く関係者の廉潔性等を背面調査により審査
- IR事業者の株主等について認可制等で規制
- IR事業者が行う取引についても認可制等で規制
- カジノ管理委員会の体制を整備し、徹底した背面調査を実施

イ(1) カジノ施設・設備に関する規制

- カジノ施設の数：1つの特定複合観光施設に設置されるカジノ施設の数を制限
- カジノ施設の規模に上限値（絶対値）等を設けることの検討
- カジノ施設の構造・設備についての規制（技術的な基準の設定）

イ(2) カジノ関連機器に関する規制

- カジノ関連機器等の品質や性能等の確保のための効率的な確認方法（基準設定）

ウ(1) カジノ事業活動／カジノ行為（ゲーミング）に関する規制

- カジノ行為の実施方法等に関する基準の設定（例：ルール等の情報提供）
- 何人に対してもカジノ行為に関する不正行為の禁止

ウ(2) カジノ事業活動／金融業務の規制

○カジノにおける金融業務の範囲(貸付、送金・受入、預金、両替)

○金融業務における規制の設定

ウ-(3) カジノ事業活動／施設内関連業務の規制

○カジノ内でカジノ行為以外に行うことができる営業は、風俗営業適正化法の「接待」を伴わない飲食や演奏等の提供等

エ-(1) カジノ事業方法／内部管理体制の整備、管理体制の強化

○IR事業者には内部管理体制の整備(IR事業全体の実施に係る規定の策定等)を義務付け、カジノ事業免許の審査対象とすること

○IR事業の業務監査をする者を必置

○財務の健全性及び公益性確保のための内部管理体制の強化

(事業区分経理の実施、財務報告書等の都道府県及びカジノ管理委員会への提出)

○カジノ事業の重要な個別業務に関する内部管理体制の強化

(各業務における管理規定の作成、統括管理及び監査を行う者の選任等)

エ-(2) カジノ事業方法／約款の認可

○カジノ施設利用約款を作成し、顧客に明示した上でサービスを提供

○カジノ施設利用約款をカジノ事業免許審査における審査対象とすること

エ-(3) カジノ事業方法／業務委託の制限

○委託契約は認可制とし、委託業務の適切な実施を確保するための措置を義務付け

エ-(4) カジノ事業方法／従業者の確認・届出

○従業者について、事前の適格性審査が必要

○従業者の廉潔性等について、事業者が責任を負う。

オ 懸念への対応(依存予防対策、青少年の健全育成、マネー・ローンダリング対策)

(1) 依存予防対策

○IR 区域以外の地域での広告物の設置やビラ等の頒布を原則禁止

○カジノ施設の過度利用を誘発するようなコンプ(カジノ利用に応じた物品やサービスの提供)の禁止

○長期及び短期における入場回数制限の実施

○外国人旅行客以外の者に対する入場料賦課

○事業者による依存症に関する相談窓口の設置、適切な情報提供の義務付け

○本人・家族の申告による利用制限措置

○依存防止措置に係る内部管理体制の整備

(2) 青少年の健全育成

○未成年者に対するビラ等の頒布や勧誘の禁止

○未成年者のカジノ施設への入場禁止

(3) マネー・ローンダリング対策

○暴力団員・カジノ施設の秩序を乱すおそれのある者の入場禁止措置

○カジノ施設入場時に暴力団員や反社会的勢力の者等でない旨の表明措置の導入

○一定の取引における本人確認等や取引記録の作成・保存

○一定額以上の現金取引についてカジノ管理委員会への届出義務付け

○チップ、バウチャー等の譲渡の原則禁止

○カジノ施設外へのチップの持ち出しの禁止

○マネー・ローンダリング対策に係る内部管理体制の整備

○ カジノ管理委員会：規制の的確な執行のための体制整備

- カジノ管理委員会をカジノに関する規制を厳格に執行する独立した行政委員会（三条委員会）として位置付け
- カジノ管理委員会への調査・監査・行政処分に関する権限の付与
- カジノ管理委員会に違反行為等の通報窓口の設置

○ カジノの財政制度：幅広い公益目的への還元

- 固定的なカジノ管理委員会の経費に相当する定額分と総ゲーミング収益比例分を合わせて納付金を徴収
- 免許・許可等の申請時に行う背面調査等の手数料は実費徴収
- 他のアミューズメント施設における入場料等を参考に、カジノ施設入場料を決定
- 入場料の用途は公益目的に用いる
- 納付金及び入場料は国・認定都道府県の折半（徴収は国が一括して行うことを想定）
- 立地市町村等及び周辺自治体に対しては、認定都道府県等から納付金の一部を交付できることとし、その配分については整備計画の記載事項とする

○ 刑法の賭博に関する法制との整合性

- IR・カジノ制度について、刑法の賭博に関する法制との整合性を検討するに当たっては、基本的には、制度全体を総合的に考察・評価することが必要かつ適切
- 以下の事項を踏まえて制度設計すれば、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られていると考えられる。

①目的の公益性	カジノ収益の内部還元によるIR区域の整備を通じた観光振興等、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現
②運営主体等の性格	カジノ事業免許の原則に基づく事業者その他関係者の厳格な管理・監督、認定都道府県等と共同したIR区域整備の推進による公益の追求
③収益の扱い	カジノ収益の内部還元によるIR区域の整備を通じた観光振興等、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な部外流出の防止
④射幸性の程度	IR区域数・カジノ施設数等の制限、カジノ行為の種類及び方法の制限、カジノ施設へのアクセス等の制限、公正なカジノ行為の実施の確保
⑤運営主体の廉潔性	カジノ事業の免許制による廉潔性の確保、内部管理体制の整備、カジノ関連機器等製造業等の許可制による廉潔性の確保
⑥運営主体の公的管理監督	専門の規制・監督機関であるカジノ管理委員会による規制・監督、主務大臣・認定都道府県等による規制・監督
⑦運営主体の財政的健全性	カジノ事業免許申請時の財政的健全性の審査、財務に係る内部管理体制の整備等
⑧副次的弊害の防止	重層的／多段階的な依存防止対策、青少年の健全育成対策、上乗せしたマネー・ローンダリング対策等